

議 事 録

会議の名称	平成 29 年 愛荘町教育委員会 第 10 回定例会
開催日時	平成 29 年 11 月 21 日（火）午後 4 時 00 分
開催場所	秦荘庁舎 2 階 大会議室
出席者	<p>【教育委員】 5 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨、藤野智誠</p> <p>【事務局】 7 名 教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 巽友弘 生涯学習課長 藤居祐司 給食センター所長 本田康仁 給食センター栄養教諭 木本悦子 図書館長 茶谷えりか 教育振興課係長 増居志穂</p> <p>【傍聴者】 1 名</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 24 号 愛荘町学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>日程第 2 承認第 18 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第 3 承認第 19 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第 4 承認第 20 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて</p>
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
植田教育委員長	<p>午後 4 時 00 開会</p> <p>皆さんこんにちは。第 10 回の定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。11 月 18 日（土）に滋賀教育の日フォーラムに参加させていただき、野村正育さんのお話を聞かせていただきました。野村さんは草津市の自然に恵まれた環境の良いところで育たれたようで、その生い立ちが野村さんの人生の中で大きな意味を持っていたということと心豊かで記憶に残る先生との出会いが後日の自分を作ったのだと話しておられました。そんな環境の中の心に残る先生との出会いというのがどれだけ大切なものかと思っていたところです。また、先日、町外にいる私の孫にマラソン大会のことを尋ねたところ、マラソン大会はないよと言われました。今度、秦荘西小学校のマラソン大会があり、私も安全ボランティアに行かせてもらうことになっておりますが、町でマラソン大会が開催できるような環境が保たれていることは良いことだと思います。そんなことで、いろんな環境の中、心豊かで良かったなと思えるような先生との出会いという意味でも先生方を上手く育てていただければ</p>

	<p>ばなと考えさせてもらったところです。本日、いくつかの議題がございますが、どうかよろしく願いいたします。</p>
<p>中村部長</p>	<p>ありがとうございます。引き続きまして教育長お願いいたします。</p>
<p>藤野教育長</p>	<p>一言、報告を兼ねてご挨拶申し上げます。(以下、要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿地区教育委員研修会への出席お礼 ・近畿地区教育長会の報告 ・滋賀教育の日について ・秦荘西小学校の校舎完成について ・愛知川東小学校工事の進捗状況について ・愛知中学校の工事開始予定と教員・生徒へのアンケートの実施 ・愛知川幼稚園の公開保育について ・青パトの事故の件 ・愛知川小学校で発見された猫の死骸の件 ・不審者情報 ・中学3年生の生徒逮捕の件
<p>中村部長</p>	<p>ありがとうございます。それでは植田委員長、進行をお願いします。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>ただいまの出席委員は5名で定数に達しております。 よって平成29年愛荘町教育委員会 第10回定例会は、成立いたしましたのでただいまより開会いたします。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、これを会議に諮って決定するとされています。第9回定例会の議事録が事務局からあらかじめ配布され、確認して頂いていると思いますが、議事録の内容についてご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>植田委員長</p>	<p>第9回定例会の議事録は承認をいただきました。後ほど委員の皆様にご利用の用紙等まとめたものに署名をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、本日の第10回定例会の議事録署名も全員で行いますのでよろしくお願い致します。</p>

植田委員長	<p>それでは、議題に入ります。</p> <p>日程第1「議案第24号 愛荘町学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
本田所長	<p>—議案第24号を説明—</p>
植田委員長	<p>ただいま「議案第24号 愛荘町学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部を改正する要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>
八島委員	<p>1ページ目の解釈の仕方が分からないのですが、これは揚げ物が対象外になるわけではないのですよね。様式第1号第4条関係の調査表の改正前の下の方にあった、『※揚げ物は、全て新油を使用した対応食とします。』という一文が改正後には消えるのですよね。揚げ物はその代わり、改正後の除去食品調査票に品目ごとに項目が追加されているのですが、揚げ物という定義が理解できないのでどう解釈したらよいか説明お願いします。</p>
木本栄養教諭	<p>卵を揚げる等調理した際に卵の微量の成分が油に残りアレルギー症状が出る、症状が非常に厳しい状況の子どもがいる場合には新油を使ったほうがいいのではないかという確認の意味で欄を追加しました。この除去食品調査表を事前に確認させていただき、保護者が今後一般の揚げ物を希望された場合に確認できるように事前に調査を取っておきたいと思いい調査項目を追加しました。</p>
八島委員	<p>卵と小麦については今まで揚げ物を調理するときは全て新油を使っていたと。また、それだけではなく揚げ物は全て新油を使っていたのを、今後は卵と小麦粉、えび・かにの揚げ物で、アレルギーがある方だけは新油を使うという風に、新油を使う頻度を少なくしたと思ったらよろしいですか。</p>
木本栄養教諭	<p>一般の油は精度の高い機械を利用し、使用済の油をこしながら3分の1ずつ程度、新油を足して再利用しているのですが、例えば前日に卵を含んだものを揚げた後の油でも大丈夫であるかどうか確認をするために揚げ油の確認もさせていただこうと項目を付けました。</p>
藤野教育長	<p>質問されたことと答えていることが違います。</p>

<p>本田所長</p>	<p>7月に保護者の説明会がありまして、その際にアレルギー対応食の子でたまに給食の中でも食べられるメニューもあるけれども、対応食になっているのでそれを食べることが出来ない児童がおられまして、保護者の方からも出来れば食べさせてあげてほしいという要望がありましたので、ある程度食べられるものについて細かく希望を取り、臨機応変に提供できるようにしました。先ほど、八島委員さんがおっしゃった内容で相違ございません。</p>
<p>八島委員</p>	<p>細かく対応していただいているようなのでそれはありがたいです。ありがとうございます。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>1ページのところで『油に原因があったとし、以後対応食は新油使用の対応食としてきたが、一般的に油脂はアレルギーの原因物質にはならないことから』という一文がありますが、一般的にとはどこからの情報なのですか。確実に原因にならないのでしたら何も関係が無いということになりますよね。最初に油がアナフィラキシーショックの原因であるとされた事例があったわけですよね。</p>
<p>木本栄養教諭</p>	<p>このアナフィラキシーショックを起こした児童が当時に食べたものですが、小魚等を丸々捕食した魚（調理時点で内臓にアレルギー対象物が未消化で残っていた可能性がある）を揚げたものであり、後にドクターの方から内臓を含む魚が原因であった可能性が高いとの診断がありました。しかしながら、当時はまだ給食センターが開設したばかりで、内臓を含むもの（コンタミネーション）までの対応食は作っていない時代であり、アナフィラキシーショックの一番の原因として考えられたのが油であったと判断されたので、今後同様の事故を繰り返さないためにもアレルギー対応食は新油を使用するようになり、今日まで新油での調理をしてきました。また、食材についても卵抜きや小麦抜きなどを用意し、通常メニューのAの献立からA'、A''、あるいはBというように複数の対応食を作っていた時代もあるのですが、時代とともに、東京での死亡事故もあり、アレルギー対応食は単純化するよとということ、A～A'の一本化した時にAであれば食べられるのにA'になったがために食べられない食品が出てきて、持参ないしは食べないというケースも出てきました。そこで、一本立てにするためには、油であれば大丈夫ということ、他の子どもたちと同じものを食べさせたいという保護者の申し出やアレルギーの研究が進んできて、『一般的に油脂はアレルギーの原因物質にはならないと考えるとよいでしょう』という専門家の文書も</p>

<p>植田委員長</p>	<p>ありましたので今回改正をお願いしたいと思います。</p> <p>対応食でアレルギー反応を起こされた子どもの件と油脂はアレルギーの原因物質にはならないと判断された件はどのぐらいの時間差が生じているのですか。医者のお話で油が原因ではなく、内臓が原因であると判断されたのはすぐなのですか。</p>
<p>本田所長</p>	<p>平成 24 年当時はまだまだ勉強不足な点もございまして、アレルギーについて油もアレルギーを引き起こす一因になるのではないかと判断し、再発防止のために新油を使用する対応をしたのですが、現在新しい情報で油はアレルギー源の対象にはならないということが医師の中でも分かってきて、文書も貰いましたので、一連の対応が平成 24 年から平成 28 年までの時間差が生まれました。給食センターが把握したのは今年になってからです。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>項目を細かくするとその分保護者が回答しづらくなる可能性があると思うのですが、保護者は子どものアレルギーを把握しており回答する力を持っているという前提での細分化ですか。</p>
<p>木本栄養教諭</p>	<p>必ずはじめに保護者に油の件も含め、しっかりとした説明をさせていただき、不確かな場合や子どもの体への影響への不安がある場合は大事をとって安全な方を選んでいただきます。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>原因特定までに至るのに何年もかかるようなことですが、一度起こってしまうと取り返しのつかないことになりますので、出来るだけわかりやすく尚且つ説明しやすい調査表でないといけないと思います。十分注意をしていただければと思います。</p> <p>他よろしいでしょうか。</p>
<p>八島委員</p>	<p>一点だけよろしいでしょうか。今回分かりましたけれど、分析技術が進歩するといろんなアレルギーが出てきますよね。それにどう対応したらよいかという情報をどこから取ってきてどこで判断するのか。その基準をしっかりと決めておいていただいた方がいいと思います。誰かが言っているからそうしますではなく、安全側に全部判断しないといけないので、基準をしっかりと持っていただきたいです。できるだけ手間を無くすのは当然ですが、情報の取り方というのも一度考えてもらえたらいいかなと思います。</p>

<p>本田所長</p>	<p>八島委員のおっしゃるとおりでございます。2月に開催したアレルギー一部会には医師も出席してくださっているので、十分相談して決定させていただいております。また、色々な情報についても養護教諭部会や栄養教諭部会で勉強していただいておりますので、情報については迷いのないよう、学校や保護者等としっかりと連携しながら給食対応をしていきます。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>他よろしいでしょうか。それでは質疑がないようですのでこれより議案第23号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>異議なしと認めます。よって議案第24号は原案通り可決されました。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>続いて議題に入る前に、次の承認第18号、第19号、第20号については個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第5条の規定により、「人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決した時は、これを公開としないことができる。」となっております。この議案については公開しないこととしてよろしいかお諮りします。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>異議なしと認めます。よって承認第18号から第20号は非公開といたしますので、傍聴人は一時退席をお願いします。</p> <p>●上記の決定により、「承認第18号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第19号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第20号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</p> <p style="text-align: center;">—傍聴人退席—</p>
<p>植田委員長</p>	<p>傍聴人の入場を認めます。</p> <p style="text-align: center;">—傍聴人入場—</p>

植田委員長	以上で平成 29 年第 10 回定例会の案件はすべて終了しました。 午後 4 時 45 分閉会
-------	--